

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成29年10月30日)

京都労働局長(当局)は、平成29年10月30日(月)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」により、地域間格差の拡大等が行われたが、職員の士気の低下とならないよう、関係機関に伝えること。

また、昇格・昇給、国家公務員の給与や諸手当について、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することも関係機関に伝えること。

【当局】

給与の引下げや昇格・昇給制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にも関わるものであると認識している。

職場の実情や職員の生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

雇用と年金の接続をはかる観点から、定年年齢を引き上げるとともに、本人希望に沿った多様な働き方を確保すること。

【当局】

定年の段階的な引き上げを関係機関に伝えていきたい。また、定年退職予定者及び既再任用職員への意向確認等について、今後も適時行い、新規採用者の確保状況も見ながら丁寧な対応に努めていきたい。

3 【全労働京都支部】

非常勤職員の雇用不安を解消し、安心して働き続けられるよう給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

複雑困難化・多忙化を極める第一線の職場で、非常勤職員は、労働行政の推進のため懸命に働かれ、今やいずれの職場においても欠くべからざる存在になっている。

一方、処遇等が決して十分なものになっていないことも認識しており、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。